

中川事務所新聞

第 1 0 9 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【円滑化法終了後の金融検査・監督の方針について】

来年3月末をもって金融円滑化法が期限を迎えるにあたり、金融担当大臣から談話が発表されました。詳細は金融庁ホームページに掲載されています。

ポイントとなるのは、円滑化法が終了になったからといって急に厳しくなるのではないという点です。今後も引き続き条件変更や円滑な資金供給に努めるよう促されるそうです。

一方で、経営の改善が見込まれない企業に対しては、これまでとは違ってはっきりと事業閉

鎖の方向へ促されるようにもなるでしょう。甘えは決して許されません。

【セーフティネット保証の変更】

既にこの新聞でお伝えしているとおり、表記の制度が変更されています。主な変更点は対象が全業種から一部の業種へ、売上が減ったことを証明する計算方式です。特に計算方式に関しては、試算表をしかるべき様式で作っておかないと不利になる可能性もあります。

現時点でこの制度の対象になる事業者にとっては、長期固定低利の融資を獲得できるチャンスもあるので、諸般の経済情勢を考えると、大変有利な状況といえるでしょう。

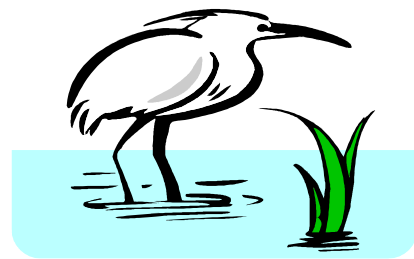
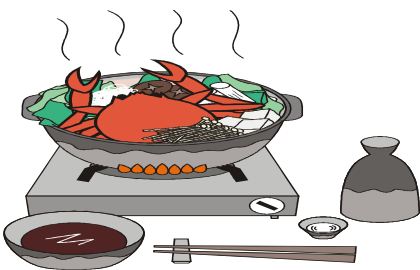
【12月の事務予定】

- ・12月決算法人期末実地棚卸
- ・9月決算建設業決算変更届
- ・10月決算法人確定申告&納税
- ・2月決算法人中間申告&納税
- ・給与年末調整
- ・今年の反省
- ・大掃除

【当事務所からのお知らせ】

当事務所は、12/29~1/6まで年末年始休業とさせていただきます。

25年1月号の事務所新聞は休刊です。



知ってお得！？法律雑学

Q．消費期限と賞味期限は何が違うのですか？

A．消費期限とは、弁当や洋生菓子など長く保存がきかない食品に表示してあります。食べても安全な期限を示しているの、消費期限内に食べるようにしましょう。

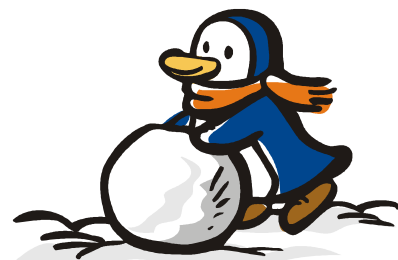
一方、賞味期限とは、スナック菓子や缶詰など保存がきく

食品に表示してあります。美味しく食べられる期限を示しているの、賞味期限を過ぎても食べられなくなるとは限りません。

賞味期限はメーカーの販売戦略などから必要以上に短く設定されている場合があり、食品ロスの一因ともなっているため、これを見直す動きも

出ています。

一番信頼できるのは、自分の舌や嗅覚かもしれません。衰えることのないように普段から鍛えておきましょう。



経営談義

【金融緩和】

今月行われる衆議院議員総選挙では、金融緩和策に関しても争点の一つになっています。金融緩和とは、金利を下げることで通貨の量を増やすことの二種類に大別されますが、金利は既にゼロ近辺まで落ちてしまっているため、通貨の量を増やすという手段しかありません。自民党の安倍総裁が「輪転機を回して1万円札を刷れ」と言ったか言わなかったか、通過の供給量を増やす手段は他にもありますが、極論するとその発言の趣旨は間違っていないと思います。



このたびの金融緩和の狙いは必ずインフレ(デフレ脱却)です。インフレになって一番得をするのは、借金を背負っている人です。今はデフレで実質金利が高くなっており、借金の負担が見かけ以上に重くなっていますが、インフレになるとこれが逆転します。

企業経営上は緩やかなインフレが最も望ましい姿ですが、果たしてこのたびのインフレ誘導策が上手くいくかどうかは分かりません。相変わらず銀行間でお金が行き来するだけの国債購入で終わるデフレ続行なのか、インフレが制御できなくなるハイパーインフレになるのか。いずれにしても大きな経済の流れには逆らうことができないので、

しっかり状況を見極めてその都度対策を打っていく必要があります。

もしインフレ方向に動き出した場合、損益面では原価の上昇を通じてインフレの芽をいち早く感じ取り、資金繰りの面では長期固定の制度融資で運転資金を確保しておくことが今できる有効な対策になるでしょう。自らの都合だけで何でもできるわけではありませんが、後手に回って手遅れにならないよう環境変化には鋭いアンテナを張り巡らせておきましょう。



私にとって読書は仕入活動のようなものなので、常に計画的に行い、全て記録に残してあります。今年十一月までで七十一冊、約一万八千ページ読みました。これが多いのか少ないのか分かりませんが、現役である限りはこれを増やしていく必要があると思います。

早いもので今年も残すところ一ヶ月となりました。今月中に選挙を経てこの国の体制が変わると思います。何とかこの閉塞状況から脱却できるように舵取りをしてもらいたいものです。

あじがわ

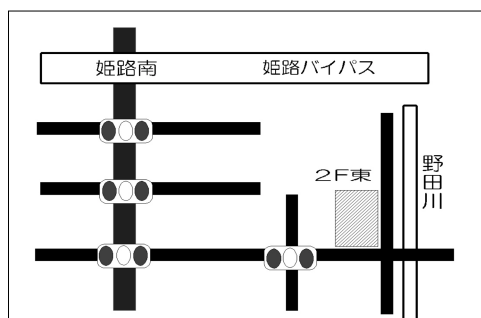
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp